

静岡市男女共同参画審議会について

1 設置、目的等

◆静岡市男女共同参画推進条例第 24 条（設置）

男女共同参画を円滑に推進するため、静岡市男女共同参画審議会を置く。

◆静岡市男女共同参画推進条例第 25 条（所掌事務）

審議会は、第 16 条第 3 項の規定による諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査審議する。

※静岡市男女共同参画推進条例第 16 条第 3 項

「市長は、行動計画の策定に当たっては、第 24 条の静岡市男女共同参画審議会へ諮問し、かつ、市民の意見を聴かなくてはならない。」

2 組 織

◆静岡市男女共同参画推進条例第 26 条以降

- ・委員：15 名以内（学識経験、団体推薦、市民）
※男女いずれかの一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 以上
- ・任期：2 年（令和 7 年 6 月 23 日～令和 9 年 6 月 22 日）
- ・報酬：1 回 11,500 円（所得税込み）

3 委員の役割

年間 3 回程度の審議会の中で、静岡市の男女共同参画事業等について調査審議を行う。

令和 7 年度は、第 4 次静岡市男女共同参画行動計画の中間見直しに向けて調査審議を行う。

4 令和 7 年度の日程（予定）

- （1）第 1 回審議会【令和 7 年 7 月 28 日（月）】
委嘱状交付、男女共同参画行動計画見直しスケジュールの確認
- （2）第 2 回審議会【令和 7 年 11 月 17 日（月）】
諮問、男女共同参画行動計画見直しに係る調査審議
- （3）第 3 回審議会【令和 8 年 3 月 16 日（月）】
男女共同参画行動計画見直しに係る調査審議

5 審議会の公開、会議録の作成・取扱い

- ・「静岡市における附属機関等の設置及び運営に関する指針」及び「附属機関等の会議の公開に関する要領」に基づき、特別な場合を除き原則公開とし、会議終了後は会議録を作成・公開する。

6 資料送付・連絡方法

- ・開催通知文等はメール送付、会議資料等の書類は郵送にて送付する。
- ・日程・開催の調整、出欠席の連絡は、メールを中心に電話・FAX により行う。